

議事日程第4号

平成30年9月20日（木曜日） 午前10時20分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員の補充選任

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第51号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

日程第4 議案の審議及び採決 13件

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第3号））

議案第40号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第41号 平成30年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第42号 平成30年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 平成30年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成30年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第45号 平成30年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 工事請負契約の締結について

議案第50号 財産の取得について

議案第51号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 6件

総務建設産業常任委員会付託事件 3件

認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定につ

いて

民生文教常任委員会付託事件 3件

認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 常任委員会の閉会中の特定事件の調査 1件

日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春

農 林 課 長 可 児 英 治
建 設 課 長 筒 井 幹 次
生涯学習課長 石 原 昭 治

上下水道課長 鍵 谷 和 宏
会 計 管 理 者 佐久間 英 明

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議 会 事 務 局 記 丸 山 浩 史
書

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ここで、開会前に議場の皆様をお願いを申し上げます。

9月7日に亡くなりました故山口政治さんの御逝去に対し、深く哀悼の意をあらわすとともに、謹んで同僚議員の御冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。よろしく申し上げます。

全員御起立をお願いいたします。

黙祷。

[黙 祷]

黙祷を終わります。

御着席ください。

ただいまの出席議員は 11 名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12 番 谷口鈴男君、1 番 奥村雄二君の 2 名を指名します。

議会運営委員会委員の補充選任

議長（山田儀雄君）

日程第 2、議会運営委員会委員の補充選任を行います。

現在、議会運営委員会の委員長が欠けておりますので、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題とします。

お諮りします。御嵩町議会委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、議会運営委員会の委員は、議長が指名することになっております。これにより、奥村雄二君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に奥村雄二君を選任することに決

定しました。

ここで、議会運営委員会を開催していただきまして、委員長の選出をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は 35 分とします。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 30 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

議会運営委員会から委員長及び副委員長の選任報告がありましたので発表します。

事務局長に発表させます。

議会事務局長 各務元規君。

議会事務局長（各務元規君）

それでは、発表させていただきます。議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任報告をいたします。

今回、副委員長も交代いたしましたので、あわせて報告いたします。

議会運営委員会委員長 岡本隆子議員、副委員長 奥村雄二議員です。以上です。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（山田儀雄君）

日程第 3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました議案第 51 号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

議案第 51 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 須田和男君。

総務防災課長（須田和男君）

それでは、議案第 51 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について御説明いたします。

本定例会においては、一般会計補正予算（第 4 号）を提出し、御精査いただいていたところですが、先般 9 月 4 日の台風 21 号の影響により公共施設の被害修繕に早急に対応する

必要が生じたので、定例会最終日にはありますが、補正予算（第5号）を追加上程させていただきます。

補正予算書表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、第1条で一般会計補正予算（第4号）の歳入歳出予算総額に738万円を追加し、総額を92億6,153万5,000円とするものでございます。

それでは、補正の内容について御説明申し上げます。

順序が逆になりますが、4ページ下段の歳出から先に御説明いたします。

款10教育費、項02小学校費は、御嵩小学校及び伏見小学校屋上の防水シートが暴風により剥離してしまいましたので、その補修工事費として2校分合わせて652万5,000円を増額、同じく項03中学校費は、上之郷中学校の玄関ひさしと向陽中学校2階のトイレの換気フードが損傷・脱落しましたので、その修繕費として2校分合わせて85万5,000円を増額をお願いするものであります。

それぞれの科目の財源内訳、その他欄には、すぐ上の表、歳入の款20諸収入の御説明と兼ねますが、町が加入する建物共済からの給付金で増額する事業費の約2分の1、小学校費で326万2,000円、中学校費で42万7,000円の合わせて368万9,000円の収入を見込んでおります。

表の一番上、歳入の款18繰入金は、増額する事業費から建物共済からの給付金を差し引いた369万1,000円について、財源調整のため財政調整基金からの繰入額を増額し、対応させていただきます。

以上、議案第51号、一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をします。

議案の審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

承認第7号、平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第7号、平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第40号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

補正予算（第4号）、14ページの環境モデル都市推進費の節13の委託料、その上の報酬もそうですが、木質バイオマス導入計画策定業務委託料について少しお伺いします。

財源のほうも10分の10の補助を受けてしっかりとしたものがあって、この事業について何も申すことはありませんが、木質バイオマス導入計画というものが余り私理解できません、説明のときにもう少し聞けばよろしかったですが、庁舎の整備の委員会であちらこちら庁舎を見に行っておる中で、新しい庁舎を建てたある町が木質バイオマスボイラーを新調して使って

おるといふことで、どうしてもそのことが頭に残りまして、小さいボイラーが、いい材料が入らなくて今は動いていない、新しいボイラーにもかかわらず動いていないという状態であるところがあったので、どうしてもこの言葉にひっかかって、木質バイオマス、北海道の下川町は大変大型のボイラーを設置しておりまして、かなりの熱源効果があるということをお伺いしますが、どういうところを目指して、どういうものを計画する予定でありますか、少しお伺いします。

議長（山田儀雄君）

環境モデル都市推進室長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

高山議員の御質問にお答えいたします。

木質バイオマス設備はいろいろございますが、まず今回の計画の事業内容としましては、活用できる資源の量の調査、木材搬出方法や保管・供給などの生産管理体制の提案、コストの試算、設備の提案、CO₂削減量の算定、また生物多様性保全の考慮などにより計画を立てるものであります。

当然、新庁舎等、これから建設する施設に木質バイオマス設備を導入するかしないかの検討に間に合う時期でありますので、それを踏まえて計画する予定であります。また、中山道みたけ館への導入も検討に加えたいと考えております。この10分の10の機会を逃さず、御嵩町のレベルに合った失敗しない実現可能な計画を策定して、CO₂削減を図りたい考えでありますのでよろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

ありがとうございました。

私わからないのは、例えば私の頭にある木質バイオマスボイラーのほかに、木質バイオマス施設という今課長は言い方をしましたけど、施設というのはボイラーのほかにいろいろあるということですかね、その1点だけ最後に聞きます。

議長（山田儀雄君）

環境モデル都市推進室長 山田敏寛君。

環境モデル都市推進室長兼まちづくり課長（山田敏寛君）

木質バイオマスボイラーといいましても、そのまま木を切って入れて使うものもあれば、チップとか加工したものを入れるものもありますし、冷暖房のものもあれば、暖房だけのもの、

またお湯を沸かすだけのもの等各種ありまして、小さくいえばまきストーブでも木質設備という範囲でございます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

5番 高山由行君。

5番（高山由行君）

3回目の質問でいいですかね。

今のお答えだと、まきストーブとボイラーとあるという答えになるように思いますが、施設という一くくりで何があるか僕も理解できんのですが、済みません、いいですか。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまの高山議員の質問にお答えをいたします。

バイオマス発電となってくると非常に大がかりでもありますし、燃料がかなり要ることがわかって、これは、多分御嵩では無理だろうということも判断の中にあります。その中で今課長が申し上げたように、暖房と冷房の2つがいけそうじゃないかということで、庁舎及びホールの2つがとりあえずいければありがたいなということで、ただ調査については、一番困るのは機械を設置するというか、施設をつくってしまった後に燃やすべきものが足りるのか足りないかということから始めなければいけないんで、かなりの距離を運んでくるような形になってしまうと、ある意味餅より粉のほうが高くなってしまいうということがありますんで、御嵩の山で賄えるということを基本としてどのぐらいいけるのか。費用対効果としてどのような数字が出てくるのかということ进行调查して、今環境モデル都市ですので、これでいけるということになれば、補助金等々も申請をしながら設置していきたい。ですから、施設と考えていただいたほうがよろしいかなというふうに思います。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

9番 加藤保郎君。

9番（加藤保郎君）

先ほど賛成をしました専決との兼ね合いもあるわけですが、19ページのほうで、教育費の小学校費、需用費で燃料費があるわけですが、18万8,000円、これ聞きますとスポットエア

コンの発電機用の軽油代ということで説明を聞いておるわけですが、これは先ほどの専決と関連する経費であって、本来ならば専決のほうで予算化をしていただいでしかるべきものだと思っております。ただ、経費上こういうふうで別建てにされたという点であれば、議会運営委員会との兼ね合いもあるわけですが、この補正予算やいろいろにつきましてもブロック塀等の問題もありますので、早期に議決すべきじゃなかったかなというふうに思うわけですが、そこら辺について、ちょっと先ほどの燃料の関係の組み方については総務のほうだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

議長（山田儀雄君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、お答えします。

燃料費については、先ほど加藤議員が言われた専決予算に係るもので、同じ専決で上げるべき手法もあったんじゃないかという御指摘でございますけど、まずは業者発注という点で専決のほうに上げて、それ以外のものについては今回、4号のほうに上げさせたという組み方をさせていただいておりますので、御理解願ひたいと思ひます。

それともう一点は、この4号の補正予算を、ブロック塀のこともありますので早目に議決すべきでなかったかという御質問だと思いますけれども、ブロック塀につきましては、福祉課の案件につきましては境界立会等もありますので、それに若干時間が要するということもありまして、定例会初日での早期の議決ではなく、最終日に議決ということで計画をしておりましたので、こういう形で議案を上程し、きょうの採決をお願ひするという形になっておりますのでよろしく御理解お願ひします。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号 平成30年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について採決を行い

ます。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 41 号 平成 30 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 42 号 平成 30 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 43 号 平成 30 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 44 号 平成 30 年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 45 号 平成 30 年度御嵩町水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 46 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 46 号 御嵩町地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 47 号 御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 47 号 御嵩町モーテル類似施設建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 48 号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 48 号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 49 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 49 号 工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

議案第 50 号 財産の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 50 号 財産の取得について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、議案第 51 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題

とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 51 号 平成 30 年度御嵩町一般会計補正予算（第 5 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（山田儀雄君）

日程第 5、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました認定第 1 号から 6 号までの 6 件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

ただいま議題としました 6 件について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、それぞれの常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

最初に、総務建設産業常任委員会に付託しました認定第 1 号 平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上 3 件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

それでは報告させていただきます。

平成 30 年 9 月 14 日、総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治、御嵩町議会議長 山田儀雄様宛てでございます。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

第 3 回定例会の 9 月 6 日において本委員会に付託された事件について、会議規則第 77 条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成 30 年 9 月 14 日金曜日。

2. 審査事件名、認定第 1 号 平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第 5 号 平成 29 年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第 6 号 平成 29 年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、決議した予算が効果的に執行されたかどうか、また予算の目的どおりに適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。認定第 1 号の審査では、民生文教常任委員会所管部分については民生文教常任委員会委員長から審査の報告書を受け、当委員会にて審査を行いました。

審査の結果、認定第 1 号については、全員賛成により認定すべきものと決定した。認定第 5 号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第 6 号については、全員の賛成により可決及び認定すべきものと決定した。

なお、一般会計決算のうち、民生文教常任委員会の所管部分については、9 月 12 日付裏面でございますが、総務建設産業常任委員会委員長宛てに報告書が提出されていますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

認定第 1 号 平成 29 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

総括質疑の中でわいわい館について質問いたしましたけれども、総務委員会のほうではどう
のような審査がなされましたでしょうか、教えてください。

議長（山田儀雄君）

総務建設産業常任委員会委員長 安藤信治君。

総務建設産業常任委員会委員長（安藤信治君）

ただいまの岡本議員からの質問にお答えしたいと思います。

わいわい館の運営については、かなり議員の間でも話題になったことですが、当委員会でも
質疑等を行って協議しております。その結果を報告させていただきます。

わいわい館を訪れた方から、休館日が多くあり残念だという声が届いていると。人員の配置
とか管理委託等に支障を来しているのではないかという質問がありまして、それに対して執行
部のほうから、水曜日を定休日として運営してきたが、臨時職員2名のうち自己都合により退
職し、1名欠員となっている。勤務体制を調整し、臨時的な措置として、水曜日に加え木曜日
も休館している。7月2日から臨時職員の募集をしてきたが、現時点では採用に至っていない
と。当日なんです、1名の応募がありましたので早期に採用し、平常の開館に戻したいと考
えているというお答えでした。

それから、採用できれば従来の運営に戻るといふことでもいいのかという質問もあり、そのと
おりであると、採用できれば従来の開館に戻るといふふうにお答えがありました。

それから、これはちょっとわいわい館とは外れるんですが、御嵩駅の利活用を含めた委託内
容について、ことしから「てらす」に委託していると。それ以降、駅舎のシャッターが閉まっ
ていることが結構あると。これはどのような状況なのかということで、こういったことも質問
がされています。これは、答えとして平成30年2月に立ち上がった一般社団法人てらすに観
光案内所として施設運営管理を平成30年度から委託したものであると。休館については、こ
れまでの案内所の実績から、観光客の少ないような曜日等を考慮して観光案内業務を委託して
いると。月曜日、火曜日が休館という形で運営しています。相対的に案内所を開いている時期
が減ることになるが、これが特にサービス低下になるのではなく、英語による案内ほか、これ
までできなかった駅舎での特産品の販売など、新たな形について検討を始めている。将来的に
は、年末年始を除く無休での運営等、観光客の状況によって今後考えていきたいというような、
これはわいわい館とはちょっと離れておるんですが、最後にわいわい館も含めてですが、名鉄
広見線の存在の問題も含め我がまちの終着駅であり、同時に玄関駅だと、これをきちんと位置

づけていく必要があると。観光客の増減が曜日によってあったとしても、駅舎を閉めることは鉄道利用者にとって違和感、寂寥感を覚えるのではないかと。観光協会に委託していた時期は、町の直営みたいになっていたが、いずれにしても今のような状態をなくすということが大切であると。駅舎に常に人がいるということは、訪れた人にとって大きな意味があると、この基本的な対応等を改めて練ってくれることを望みますという意見もありました。

これはわいわい館とちょっと離れたんですが、同じように御嵩町の観光の玄関口とわいわい館とか、御嵩の駅舎、こういったものもなるべく休館がないようにというような質疑をされて、それに答えていただいた結果であります。

以上で説明を終わります。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号 平成29年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第5号 平成29年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第6号 平成29年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決及び認定すべきものであります。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり可決及び認定されました。

議長（山田儀雄君）

続きまして、民生文教常任委員会に付託しました認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件について行います。

民生文教常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 大沢まり子さん。

民生文教常任委員会委員長（大沢まり子君）

御報告させていただきます。

平成30年9月12日、御嵩町議会議長 山田儀雄様、民生文教常任委員会委員長 大沢まり子。

民生文教常任委員会付託事件審査報告書。

第3回定例会の9月6日において本委員会に付託をされた事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1. 審査実施日、平成30年9月12日水曜日。
2. 審査事件名、認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
3. 審査の経過、決算の審査に当たっては、関係職員に説明を求め、決算書及び決算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書、あるいは監査委員の意見書などを参考に、議決した予算が効果的に執行されたかどうか、また予算の目的どおり適正になされたか、その成果が達成されたかなどを主眼に審査をいたしました。
4. 審査の結果、認定第2号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第3号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。認定第4号については、全員の賛成により認定すべきものと決定した。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

委員長報告が終わりましたので、これよりそれぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（山田儀雄君）

認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第2号 平成29年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第3号 平成29年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（山田儀雄君）

認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第4号 平成29年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

常任委員会の閉会中の特定事件の調査

議長（山田儀雄君）

日程第6、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

総務建設産業常任委員会委員長から所管事務のうち、議会規則第75条の規定により、お手元に配付してあります特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。総務建設産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、総務建設産業常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（山田儀雄君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長期間にわたるこの第3回定例会、皆さんには大変慎重なる審議をしていただき、上程させていただきました議案について全て議了していただいたこと、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

この決算審査が終わりますと、暑さも一段落していよいよ秋の気配ということに気がついてくるような、そんな季節になってきます。少し涼しくなってくると、もう既に来年度の予算のイメージをしなければいけないという時期がやがて来ます。そういう意味では、一年中考え続けなければいけないということでもありますけれども、来年度は統一地方選の年でもありますし、天皇が退位されて、ある種の時代の大きな転換期を迎えるということで、日本国民としてどのような受け取り方をしていくのかということも考えつつ、新たな年度を迎えるための準備にそろそろ入っていくという段階になってまいります。

秋は夜長ではありますけれども、過ごしやすくなったところに暑さの疲れが出てくるものでありますので、ぜひ議員の皆様には御自愛をいただいて、次なる活躍に備えていただきたいと思います。このように思っております。年を重ねますと、時間が、日がすぐたっていくという感覚になります。

す。12月定例会もあつという間に來るかと思ひますので、その点も踏まえて御自愛をいただきたいと、このように思ひます。

皆様の御健康を御祈念しまして、本日の定例会最終日のお礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（山田儀雄君）

これを持ちまして平成30年御嵩町議会第3回定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時34分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 谷 口 鈴 男